

◆ 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

【監査法人が果たすべき役割】

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

番号	指針の内容	当法人の対応
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、社員会で承認した「会計監査の品質向上に向けた取り組み」を周知することにより、監査品質の重要性を周知・徹底するとともに、社員会、監査品質管理会議、朝礼及び内部研修等の場で、社員及び職員が皆で、監査環境を踏まえた監査品質の確保に向けて、議論し課題を共有しています。 また、監査の品質の持続的な向上を図るべく、品質管理責任者を配置し、監査の品質管理規程等により品質管理に関する方針及び手続を定め、業務管理体制を整備・運用しています。
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人は、「会計、監査、税務の専門家として日本経済の発展と世界の平和に貢献するとともに全てのメンバーが幸せと豊かさを共有する」ことを経営理念としております。 この経営理念の下、当法人の構成員は職業的懐疑心を堅持しつつ、各人の多様な専門性を活かしながら誠実にチームとして監査を実施するという行動指針を共有しています。また、構成員が少数なため、構成員同士のコミュニケーションも大切にしています。
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人は監査品質を重視する方針であり、この方針を、構成員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させております。また、監査業界において品質上の問題がみられた事案について、随時、法人内で研修を実施することにより共有し、注意喚起しています。
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人は、社員会や内部研修等において、監査業界において品質上の問題がみられた事案や制度改正、昨今の経済情勢など、監査品質の確保・向上に資するテーマを取り上げ、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有しています。また、構成員が少数なため、構成員同士のコミュニケーションを頻繁に行い、開放的な組織文化、風土の醸成に努めています。
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人は、監査業務の品質確保を最優先としつつも、独立性の確保を前提として、グループ法人において税務やアドバイザー等の非監査業務を受嘱し、実施しています。また、非監査業務を通じて構成員の知識や経験を深めることは、高品質な監査業務の遂行にも資するものと考えています。 構成員の兼業・副業等については、様々なスキル、知識、専門性の獲得につながり監査品質の向上が期待されるため、法人業務に支障のない範囲において認めており、監査関与先との利益相反、独立性に反する恐れのあるものについては禁止し、定期的に確認を実施しています。
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	独立性の確保を前提としたグループ法人の業務を通じて、税務やアドバイザー業務の提供に係る機会を得ることで、構成員の知識や経験を深め、高品質な監査を提供できる体制を有しています。なおグローバルネットワークには加盟しておりません。

【組織体制】

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

番号	指針の内容	当法人の対応
指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人は、経営上の重要事項の意思決定及び承認機関として社員会を設置し、日常的な業務運営に関する議論及び情報共有を適宜行う会議体として経営会議を設けています。また、定款及び代表社員会規程により、代表社員に係る業務に関する重要な決議事項や、その運営に関する手続を定めています。業務執行の最終責任については、社員会において選任された統括代表社員が負っています。 社員会では、法人運営に関する事項に加えて監査の監査品質管理会議において検討された重要事項を審議・決議しています。社員会で審議した内容及び決議事項の概要並びに経営会議における議論内容及び経営会議で共有された情報の概要を当法人内の会議で構成員に周知・徹底することにより、法人運営の透明性を高め、経営方針等を組織全体へ浸透させています。
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	社員会、経営会議のみならず監査品質管理会議も定期的に開催し、監査業務管理、審査、人材開発、情報システム、その他品質管理活動に関する協議、決定、進捗管理等を行っています。監査品質管理会議で決定した事項は、当法人内の会議や研修等で構成員に周知・徹底するとともに、品質管理責任者が中心となって品質を重視した運営を行っています。
	・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者、審査担当者及び品質管理責任者との協議を経て、社員会において審議し、監査意見の適正性確保を図っております。 また、当法人の監査品質管理における重要事項は、品質管理最高責任者である統括代表社員が主催する監査品質管理会議において審議しており、品質管理責任者、教育研修担当者、情報システム対応責任者を配置し、品質管理最高責任者の下で品質管理の確保・向上のための運用を行っています。 さらに経営から独立した第三者である外部顧問によるガバナンスに対する助言も受けています。
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	当法人の構成員は少人数なため、構成員同士で、経済動向や会計・監査を巡る論点など、監査上の留意点について頻繁に議論しています。また、マクロ的な政治経済環境に関しては、定期的に外部講師を招いて研修を実施し、業務に活用しています。 当法人では、監査チームに企業及び企業環境の理解や、経営者や監査役等とのコミュニケーションを義務付けており、審査資料には、これらの実施結果に関する情報を記載し、審査担当者による確認が行われることとなっています。
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	非常勤職員を含む人材の育成については、年間研修計画を策定し実施するとともに、監査現場においては、OJTを通じて職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための環境を整えています。また、IT監査の知識獲得など、構成員の適性に応じた育成も行っています。 年次の人事評価においては、監査品質を重視した評価を行っています。
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	IT基盤の実装化、テクノロジーの活用については、情報システム対応責任者等が中心となって検討しており、必要に応じて整備及び運用を進めています。なお、監査調査の電子化については、2025年6月から既に運用を開始しています。
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勧案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	経営機関としての社員会を構成する社員は、定款に基づき社員会において選任されます。社員会では、社員候補者の誠実性、専門性、多様性、協調性、職業的懐疑心、監査品質に対する責任感を勧案し、経営機能を果たす社員の選任について慎重に検討しています。

原則 3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
番号	指針の内容	当法人の対応
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は、組織の規模を踏まえて経営機能の実効性を監督・評価する独立評価機関である評議会は設置していませんが、独立した外部顧問による監督・助言等を受けております。
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	独立性を有する第三者として有識者を外部顧問に選任し、監督・助言等を受けています。期待する役割については、指針3-3に対する当法人の対応状況の欄に記載のとおりです。また、独立性に関する考え方としては、就任前10年以内に当法人及びグループ法人に所属せず、かつ当法人及びグループ法人の取引先にも所属したことがないことを選任の条件としています。
指針3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	独立性を有する第三者である外部顧問に下記事項を委嘱し、監督・助言を受けています。 1. 品質管理レビュー及び検査等で指摘を受けた事項に対する改善状況の監視・助言 2. 監査品質を向上させるために当法人とグループ法人の運営が適切な体制となっているかについての監視・助言 3. 社員・代表社員の選任に係る方針に関する助言・諮問 4. 当法人内部の品質管理システムが有効に機能しているかについての監視・助言 5. その他監査品質を高めるための取組状況及び監査法人のガバナンス・コードの各指針に関する当法人の対応状況に対する監視・助言
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすることができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立性を有する第三者である外部顧問へ定期的に監査品質管理会議等での検討事項等について報告を行い、また外部顧問からの依頼に基づき情報提供を行うことにより、外部顧問による監督・助言等の機能が実効的に果たされるような体制を整備・運用しています。

【業務運営】

原則 4

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

番号	指針の内容	当法人の対応
指針4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は、経営会議において、監査現場の課題や問題点に係る情報を共有するとともに、適宜、対応方針を協議しています。当該方針は統括代表社員が所内研修等で周知・徹底し、また各社員が監査チームに周知・徹底することにより監査現場への浸透を図っています。会計監査の品質向上に向けた要改善事項については、監査品質管理会議において審議し改善策を検討しています。 当法人は構成員が少数なため、経営会議や監査品質管理会議以外の場でも、監査品質の向上に向けた意見交換や議論が構成員間で活発になされています。
指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人は監査品質を重視する方針であり、この方針を、構成員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させております。 年次評価にあたっては、監査の品質向上に積極的か否か、職業的懐疑心を十分に保持・発揮したか否かといった点を、重要な評価項目として定めています。
指針4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	・当法人では、監査チームの編成にあたり、構成員の知見や経験に基づき、バランスのとれた編成を行っています。 ・当法人は、監査業務の品質確保を最優先としつつも、グループ法人において税務やアドバイザー等の非監査業務を受嘱することで、非監査業務を通じて構成員の知識や経験を深める機会を提供しています。 ・当法人は監査品質を重視する方針であり、構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験について、年1回の定期面談において適正に評価し、監査チームの編成に反映しています。 ・当法人は、全体研修を定期的開催し、必要な教育を行っています。またIT監査の習得など、各構成員の適性や希望に応じた能力開発も支援しています。
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人では、監査計画説明時や監査結果報告時はもちろん、その他の時にも適宜ミーティングの機会を設けて、被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションを実施しており、その中で、監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を行うとともに、監査の現場においても被監査会社と十分な意見交換を行っています。
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人では、ホームページにおいて監査ホットラインを設置し、また、内部通報及び外部通報に関する規程において通報者が不利益を被ることがないよう規定しています。 監査ホットラインを通じて伝えられた情報は、監査品質管理会議で取り上げ、当法人で適切に活用しています。

【透明性の確保】

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

番号	指針の内容	当法人の対応
指針5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、本資料、「監査品質のマネジメントに関する報告書」及び「当法人のトップメッセージ」を当法人のホームページに公表しています。また、日本公認会計士協会のホームページにおいても、「上場会社監査事務所登録情報」及び「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」内で、当法人の会計監査の品質の向上に向けた取組みを公表しています。
指針5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	当法人の規模・特性等を踏まえ、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、以下の対応を行っています。 ・ 統括代表社員は朝礼や会議等のあらゆる機会を通じて、監査品質の持続的な向上の重要性を発信しています。 ・ 社員会で承認され法人内で周知されている「会計監査の品質向上に向けた取り組み」を考え方や行動の指針とすることで、当法人の構成員は、深く考え実態に迫る監査を実施すること、自己研鑽に努め人間として成長することが求められています。また、監査役等とのコミュニケーション、監査チーム内のコミュニケーション及び当法人内のコミュニケーションを徹底的に行うべきことが、上記指針に記されています。 ・ 当法人の中長期的に目指す姿は、「会計、監査、税務の専門家として日本経済の発展と世界の平和に貢献するとともに全てのメンバーが幸せと豊かさを共有する」というものです。 AQIは、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の中で適宜掲載しています。 当法人の構成員は、会計、監査、税務の専門性を活かし、職業的懐疑心を堅持しつつ、誠実に監査チーム内でのミーティングを頻繁に行っています。 ・ 当法人では構成員が少数なため、構成員相互に頻繁に議論し合うという組織風土を有しています。この組織風土を踏まえ監査品質の持続的な向上を実現するために、当法人独自の品質管理規程と審査規程が定められており、それらに従って品質管理システムが運用されています。 ・ 主な経営機関等とその役割は以下のとおりです。 1. 社員会：当法人の最高意思決定機関。 2. 代表社員会：社員会付議に関する事項その他、代表社員に係る業務に関する重要な事項を審議する機関。 3. 経営会議：日常的な業務運営に関する議論及び情報共有を適宜行う会議体。 4. 監査品質管理会議：当法人の品質管理の計画の立案、進捗の報告等、監査品質の確保と継続的な向上のための重要事項を広く協議・検討する機関。 5. 監査ホットライン：当法人内のみならず外からの声にも耳を傾け、当法人の業務運営に活かすための窓口。 ・ 独立性を有する第三者として、当法人では有識者を外部顧問として選任しています。外部顧問の役割は以下のとおりです。 外部顧問：当法人の品質管理を含む諸施策全般について、独立した立場から監督及び指導を行う（指針3-3に対する「当法人の対応」欄を参照）。 外部顧問には、大所高所から主に当法人の監査品質を向上させることを期待しています。 ・ グループ内に税理士法人とコンサルティング会社があり、監査品質の向上に資する専門性の向上の機会として、積極的に非監査業務に取り組んでいます。利益相反や独立性に対する懸念が生じないよう、品質管理を徹底しています。

指針5-2	・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価	・ 当法人の構成員全員にPCを貸与しており、情報セキュリティ対策基準等に則り運用しています。 監査調書は、電子監査調書システムを利用し、電子化されています。 ・ 当法人の構成員は、銀行や一般事業会社でキャリアを積んだ人材もおり多様性に富んでいます。また、十分な監査時間が確保できるよう構成員を確保しています。 監査現場でのOJTのみならず、当法人内外における研修の機会も豊富であり、多様な専門性を有する人材育成に努めています。 ・ 当法人の総収入のうち最も金額が大きい被監査会社の報酬額は、当法人の総収入の15%を明らかに下回っており、特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されています。 ・ グループ監査に関する監査の基準に従い、海外子会社等を監査する現地の会計事務所と双方向のコミュニケーションを実施しています。 ・ 当法人の品質管理システムは、モニタリングされPDCAサイクルを通じて監査品質を向上させていく仕組みとなっています。この仕組みの実効性については、1年に1回、評価しています。
指針5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	・ グループ内に税理士法人やコンサルティング会社があります。 グローバルネットワークへの加盟はしていません。 ・ グループ経営を行うことにより、当法人の構成員が幅広い専門性を高め、監査品質の確保及びその持続的向上に役立てることを期待しています。 グループ経営を行うと監査人の独立性に悪影響を及ぼすリスクに注意を払う必要があるため、当法人では下記の対応措置を講じています。 ・ グループ経営を行うことにより監査人の独立性に悪影響を及ぼすリスクが生じないよう、グループ会社の業務内容を選別し、かつ適切な監査チームの編成をしています。その結果、当該リスクは生じていません。 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグループ法人との契約等はありません。
指針5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人では、被監査会社に対する監査計画の説明や監査結果の報告において、当法人の品質管理体制を説明し、積極的な意見交換に努めています。その際には、独立性を有する第三者である外部顧問の知見を活用しています。なお、株主やその他資本市場の参加者等に対しては、指針5-1に対する「当法人の対応」欄に記載のとおり、当法人のホームページ及び日本公認会計士協会のホームページにおいて開示する方針です。
指針5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を、1年に1回の頻度で評価しています。
指針5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当法人では、本原則の適用の状況などの評価の結果等について、社員会及び監査品質管理会議で議論しており、組織的な運営の改善に向けて活用しています。